

随 意 契 約 結 果 書

件名及び数量	那覇港(那覇ふ頭地区)道路(空港線)海上工事安全対策業務
契約担当官等の氏名及びに所属する部局の名称及び所在地	沖縄県那覇市港町2-6-11 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 津田 修一
契約締結日	平成21年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関3丁目3番1号 尚友会館3階 財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 6,825,000
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 6,891,150
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

## 随意契約理由書

1. 業務名 那覇港(那覇ふ頭地区)道路(空港線)海上工事安全対策業務
2. 履行場所 那覇市西 3-10-126 及びその周辺地先
3. 契約の相手方名称 財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター  
住所 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1尚友会館3階  
電話 03-3503-2081
4. 随意契約適用法 会計法第 29 条の3第4項及び予算決算及び会計令第 102 条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、那覇港湾・空港整備事務所が発注する那覇港臨港道路空港線(沈埋トンネル)整備事業において、那覇港(那覇ふ頭地区)那覇水路付近での請負工事及び調査等の円滑な実施と安全確保を図るため、工事作業情報等の収集・整理・提供等を行うとともに、工事請負者や関係機関との連絡・調整を行うものである。

(2) 理由

契約相手の選定にあたっては、当該業務が海上工事・調査における工事安全対策及び情報管理に精通し、海上安全情報の収集及び伝達、船舶動静把握及び情報提供、海上作業区域及びその周辺海域における監視業務等に関する高度な技術力を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式を採用した。

「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」(府開管理第 590 号平成 14 年 8 月 1 日)に基づき、沖縄総合事務局那覇・港湾空港整備事務所建設コンサルタント選定委員会において審議の結果、財団法人港湾空港建設技術サービスセンターの提案は、優れた技術者を配置予定としていたとともに、実施方針及び特定テーマに対する技術提案において本業務の内容を十分理解し、求める業務の必要性・重要性に対し満足する優れた業務を行えることが高く評価され、最適な履行能力を有すると判断された。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、財団法人港湾空港建設技術サービスセンターと随意契約をするものである。